

【参考】地域生活支援拠点等にかかる主な加算一覧（拠点等への位置づけが必要となる加算）

令和7年3月時点

サービス	機能	加算名	加算単位	概要	拠点等位置づけ	連携担当者
計画相談支援 障害児相談支援	相談	・地域生活支援拠点等 相談強化加算	700単位/回 ※利用者1人につき短期入所事業所の受け入れ実績(回数)に応じて月4回を限度	障害の特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障害児者・保護者等からの要請により速やかに短期入所を利用するため、当該障害児者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整(サービス等利用計画の作成も含む)を行った場合	必要	不要 (相談支援専門員が連携担当者や コーディネータの役割を担うた め)
	専門的人材の 確保・養成等	・地域体制強化共同支援加算	2000単位/回 ※障害者1人につき月1回を限度	支援が困難な計画相談支援利用者に対し、他のサービス提供事業所の職員等と会議により情報共有や支援内容を検討し、必要な説明や支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し自立支援協議会に文書により報告を行った場合	必要	不要
短期入所 重度障害者等包括支援	緊急時	・緊急時の受け入れ機能の強化	100単位/日	緊急時対応に限らず、利用開始日のみに所定単位数に上乗せ ※拠点位置づけのみ	必要	不要
			100単位に上乗せ +200単位/日	医療的ケア児者、重症心身障害児者又は行動関連項目合計点数が10点以上である者を緊急時対応に限らず受け入れた場合に利用開始日のみに所定単位数に上乗せ		必要
施設入所支援	体験	・地域移行促進加算【Ⅰ】	120単位/日	地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合、当該施設の職員が地域移行支援事業者との連絡調整や相談援助を行った場合に1日につき基本報酬に代えて算定可能	必要	必要
		・地域移行促進加算【Ⅱ】	60単位/日 ※月3回を限度	地域移行に向けた動機付け支援として、共同生活援助事業所や生活介護事業所の見学、事業所内での食事の体験、地域活動への参加等(宿泊体験を伴わないもの)を当該施設の職員が同行して行った場合	必要	必要
日中系サービス (生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)	体験	・体験利用支援加算	(初日～5日)500単位/日 (6日～15日)250単位/日 ※15日以内を限度	障害者支援施設等における日中系サービスの利用者が、地域生活への移行に向けて地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、障害者支援施設等の職員が体験利用日に施設において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合や体験利用に係る地域移行支援事業者との連絡調整等を行った場合	不要だが位置付けると+50単位/日	位置づける場合には必要
	緊急時	・緊急時受入加算	100単位/日	平時からの情報連携を整えた日中系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、当該事業所において日中の支援に引き続き夜間に支援を実施した場合	必要	必要
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護) 重度障害者等包括支援 (訪問系サービスののみ)	緊急時	・緊急時対応加算	100単位/回 ※月2回を限度	居宅介護等計画または重度障害者等包括支援計画に位置付けられていない訪問系サービスを、利用者又はその家族からの要請を受け24時間以内に提供した場合	不要だが位置付けると+50単位/日	位置づける場合には必要
重度障害者等包括支援 (自立生活援助のみ)	緊急時	・緊急時支援加算【Ⅰ】	711単位/日	緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族からの要請を受け、深夜(午後10時から午前6時まで)に訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合	不要だが位置付けると+50単位/日	位置づける場合には必要
自立生活援助						
地域定着支援	緊急時	・緊急時支援費【Ⅰ】	734単位/日	利用者又はその家族からの要請を受け居宅等へ訪問又は一時的な滞在により緊急に支援を提供した場合	不要だが位置付けると+50単位/日	位置づける場合には必要
地域移行支援	体験	・体験利用加算【Ⅰ】 ・体験利用加算【Ⅱ】	【Ⅰ】(初日～5日)500単位/日 【Ⅱ】(6～15日)250単位/日 ※15日以内を限度	地域において障害福祉サービスを利用するにあたっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置づけて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合	不要だが位置付けると+50単位/日	位置づける場合には必要
		・体験宿泊加算【Ⅰ】 ・体験宿泊加算【Ⅱ】	【Ⅰ】300単位/日 【Ⅱ】700単位/日 ※ⅠとⅡを合計して15日以内を限度	【Ⅰ】一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 【Ⅱ】夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けて体験的な宿泊支援を行った場合		
計画相談支援 障害児相談支援 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援	専門的人材の 確保・養成等	・地域生活支援拠点等 機能強化加算	500単位/月 ※情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算 ※当該相談支援事業所等の計画相談支援、障害児相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援にそれぞれ加算 ※配置されたコーディネーター1人あたり、100回/月を上限とする ※概要欄①～③の全てを満たすこと	①計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを同一の事業所で一体的に運営していること又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること ②当該事業所又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること(コーディネーターは原則として当該事業所における他の職務に従事してはならないこと) ③当該事業所を市町村が地域生活支援拠点等として位置づけていること	必要	コーディネーター